

國土建第170号
平成23年11月18日

各地方整備局等建設業担当部長 あて
各都道府県建設業主管部局長 あて

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

東日本大震災により被害を受けた公共工事に係る
経営事項審査における完工工事高の取扱いについて

東日本大震災の被害を受けたことにより経営事項審査における完工工事高の取扱いに影響が及ぶおそれがある公共工事について、下記のとおり取り扱うこととしたので、貴職におかれではその趣旨を十分ご理解の上、事務処理に当たって遺漏なく措置されるようお願いします。

記

東日本大震災の被災地（※）において、震災により被害を受けた公共工事について、元請建設業者が発注者から不可抗力による損害額の発注者負担分を受領しており、当該受領金額を特別利益等の完工工事高以外の勘定科目に計上している場合は、元請建設業者は当該発注者負担分の金額を受領した日の属する事業年度における完工工事高及び元請完工工事高に当該受領金額を付加して申請することができるとしている。

申請に際しては、別添様式の例により付加しようとする金額についての申し出を受けるとともに、当該受領金額を確認できる書面（例：発注者からの損害の認定通知書の写し 等）の提出を受けて確認を行うこととする。

なお、対象となる工事について、工事進行基準等により過年度に完工工事高として計上している出来高相当額がある場合には、当該金額が本取扱いにより二重に評価されることのないよう留意すること。

（※）東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。）。

- ・ 岩手県、宮城県及び福島県の全ての市町村
- ・ 青森県、茨城県、栃木県、千葉県、長野県及び新潟県の一部の市町村